

## 第2章 水田経営所得安定対策による集落営農組織の再編と法人化をめぐる状況

—兼業深化地域・岐阜県海津市の事例を中心に—

岐阜大学応用生物科学部 荒井 聡

### 1. 本稿の課題

水田経営所得安定対策（旧：品目横断的経営安定対策）により、集落営農組織数が増加し、また組織形態も再編強化されてきている。それは同対策で集落営農組織も担い手として位置づけられ、経理一元化などの組織要件が義務づけられたためである。主として土地利用型農業の担い手が不足する地域において同組織は形成されている。それは任意組織に留まるものが多いが、その約半数は5年以内での法人化計画を策定している。

各種統計調査により同対策実施後の集落営農の形成状況についてはある程度明らかにされているが、任意の集落営農組織の経営体としての内実などについては未解明な部分があり、なお実態に即した検証作業が課題とされている<sup>(1)</sup>。

そこで本報告では、水田経営安定対策を契機として、経理の一元化を行い組織経営体として再編強化したいいくつかの組織を対象として、同対策前後での集落営農組織の構成変化、組織構成員の変化、法人化にむけての意向・課題などを整理し、土地利用型農業における集落営農組織の位置・役割を考察する。

ここでは、同対策を契機として集落を基礎とする任意の営農組織が、ドラスチックに再編された岐阜県海津市を中心として分析を進める。同市は、岐阜県最南端に位置する兼業深化通勤兼業地帯で土地利用型担い手が不足し、集落営農組織の展開が広範に進んできており、政策効果が明確にあらわれている地域である。

まず、地域における米・麦・大豆作の土地利用型担い手の現状と農地市場の特性を明らかにする。ついで全27組織の損益分析から、組織規模ごとに経営安定度や水田経営所得安定対策の効果を考察する。うち9組織を対象とした主たる従事者の役割、構成員の事業参加など運用方法や法人化意向などのヒアリング調査を踏まえ、法人化にむけた取組状況と課題を整理していく。

### 2. 岐阜県における水田経営所得安定対策の加入と集落営農の動向

#### (1) 水田経営所得安定対策加入の状況

2007年度の品目横断的経営安定対策の加入申請経営体は、72,431経営体で、うち集落営農組織（任意）が5,386経営体で、申請経営体に占めるその割合は7.4%である（第1表）。近畿、九州、東海などで集落営農組織の割合が高い。特に佐賀県は43.2%と高く、また岐阜県も24.4%と比較的高く、集落営農組織の広がりがみられる。

第1表 品目横断的経営安定対策加入状況(2007年度)

(単位:%, 経営体)

	面積カバー率			申請経営体数			同左集落 営農組織 の割合
	米	麦	大豆	計	認定農業者	集落営農組織	
北海道	80.1	95.2	73.2	22,301	22,253	48	0.2
東北	32.1	93.4	80.8	19,871	18,294	1,577	7.9
関東	11.4	78.3	67.1	7,079	6,590	489	6.9
北陸	34.2	105.9	88.1	10,211	9,420	791	7.7
東海	14.7	99.0	92.8	1,430	1,209	221	15.5
近畿	11.6	100.3	63.2	2,130	1,490	640	30.0
中国・四国	10.1	88.1	33.8	2,573	2,306	267	10.4
九州	23.6	97.8	91.4	6,820	5,467	1,353	19.8
沖縄	9.7	0.0		16	16	-	0.0
全国計	25.9	93.3	77.8	72,431	67,045	5,386	7.4
岐阜	17.3	104.7	89.3	426	322	104	24.4
佐賀	61.0	100.2	105.4	1,096	623	473	43.2

資料:農水省資料より作成

注. 面積カバー率=2006年度作付面積/2007年度加入面積

同対策への加入率を面積カバー率で見ると、米 25.9%、麦 93.3%、大豆 77.8%で、米の低さが目立つ。平地農村では対策への加入要件を満たす水田農業の担い手が比較的形形成され加入率は高いが、中山間地、都市近郊地域では逆に低い傾向がある。

岐阜県内でも西濃、揖斐などの平坦部で米の対策加入率が高く、また麦・大豆の加入面積が多い(第2表)。特に、海津市の対策への米の加入率は63.8%と顕著に高く、担い手への集積が進んでいる。また対策に加入した集落営農組織も27経営体と多く、申請経営体39経営体に占める割合が高いことが特徴である。

第2表 品目横断的経営安定対策の加入実績(岐阜県2007年度)

農林 事務所	加入経営体数				麦加入 面積(ha)	大豆加入 面積(ha)	米加入 面積(ha)	米加入 割合(%)
	個人	法人	集落	計				
岐阜	30	12	7	49	204	24	506	8.7
西濃	62	19	73	154	1,664	1,541	2,647	37.0
揖斐	62	12	9	83	605	340	500	27.6
可茂	6	3	6	15	35	95	93	4.3
中濃	13	2	2	17	99	53	155	11.6
郡上	3	7	0	10	41	10	53	4.3
東濃	0	2	0	2	0	1	47	7.2
恵那	3	2	7	12	42	71	110	3.6
飛騨	71	10	0	81	30	31	316	12.3
下呂	1	2	0	3	0	5	14	2.7
合計	251	71	104	426	2,721	2,171	4,440	17.3
(岐阜市)	11	4	1	16	53	1	87	4.7
(海津市)	8	4	27	39	859	975	1,284	63.8

資料:岐阜県農産園芸課資料より作成

## (2) 集落営農の動向

岐阜県の集落営農数は、2005年5月302組織から2008年2月306組織へと微増している(第3表)。ここ数年は解散・廃止と新設がほぼ拮抗しており、毎年1組織減となっていたが、2008年には+6組織とやや増加した。法人組織は2005年27組織(8.9%)から2008年56組織(18.3%)へと倍増している。農業生産法人化計画を「策定している」若しくは「策定予定あり」の合計は、47組織(15.6%)から121組織(39.5%)へと急増しており、法人化にむけた検討を開始している<sup>(2)</sup>。

### 第3表 集落営農の組織形態の推移(岐阜県)

(単位:組織,%)

調査年月	実数	解散・廃止	新規	法人					非法人			
				小計	農事組合法人	会社		うち農業生産法人	小計	農業生産法人化計画		
						株式会社	有限会社			策定している	策定していない	(策定予定あり)
2005.5.1	302	*	*	27	18	-	9	*	275	11	264	36
2006.5.1	301	20	19	42	24	-	18	35	259	23	243	65
2007.2.1	300	26	25	52	34	-	18	45	248	61	194	58
2008.2.1	306	11	17	56	38	-	18	50	250	107	149	14

資料:農林水産省「集落営農実態調査結果」

### 第4表 法人化のメリット・デメリットの認識度(岐阜県2008年度・複数回答)

(単位:組織,%)

法人化のメリット			法人化のデメリット		
事項	該当数	割合	事項	該当数	割合
内部留保を活用しやすい	10	48	赤字にならない経営でないと法人化は難しい	11	52
資金の借入れがしやすい	8	38	兼業農家が多い中で常時従事者の確保	9	43
借地・資産保有のために必要	7	33	責任ある経営者の確保	8	38
組織を恒常的なものとするために必要	7	33	集落営農は地域農業を守る活動なので法人化はマイナス	7	33
人材確保を期待できる	6	29	オペレーターの労働に見合う収入の確保	7	33
独自の経営活動が可能	6	29	前身組織の機械を法人へ委譲する際に問題がある	5	24
個人は事故・病気があるが、法人は担い手が確保できる	4	19	役員の時給要件の確保	4	19
法人の方が農地の出し手に安心感がある	3	14	消費税・法人税の財源確保	4	19
			組織での機械整備の充実が必要	3	14
			稲作では法人化に対して構成員の反対が強い	2	10
			経理担当者とその報酬の確保	2	10
			役員報酬のための財源をどう確保するのか問題	1	5
			組合員への配当を圧縮することが課題	1	5
			実態の営農は個別作業なので法人化は難しい	0	0

資料:岐阜県集落営農研究会2008年度研究会資料より作成,農林水産政策研究所調査票フォーマットを使用

注. 経営安定対策加入32組織(42ha)のうち,回答のあった21組織の回答数.重要なもの3つまでの複数回答.

調査は2008年12月~2009年2月に集落営農組織代表者等へ実施.なお,法人化に積極的な組織は9組織,消極的な組織は23組織である.

5年以内の法人化を目標として、法人化計画を策定している。しかし、07年12月の安定対策の見直しにより、法人化の動きは鈍くなっている。岐阜県下の経営安定対策加入集落営農組織のうち32組織（平均経営42ha）のうち、法人化に積極的な組織は9組織、消極的な組織は23組織である。うち重要なもの3つまでの複数回答で、法人化のメリット・デメリットについて21組織から回答を得た調査結果では、まずメリットとしては「内部留保を活用しやすい」10組織（48%）、「資金の借入れがしやすい」8組織（38%）、「借地・資産保有のために必要」7組織（33%）、「組織を恒常的なものとするために必要」7組織（33%）などが主なものになっている（第4表）。これに対し、デメリットとして「赤字にならない経営でないと法人化は難しい」11組織（52%）、「兼業農家が多い中で常時従事者の確保」9組織（43%）、「責任ある経営者の確保」8組織（38%）、「集落営農は地域農業を守る活動なので法人化はマイナス」7組織（33%）、「オペレーターの労働に見合う収入の確保」7組織（33%）などとなっている<sup>(3)</sup>。

## 2. 海津市の水田農業の担い手の特徴と集落営農の動向

### (1) 水田農業の担い手の特徴

海津市は岐阜県最南端の海拔ゼロメートル地帯を含む平地農村に位置する。2005年3月に3町（海津町、平田町、南濃町）が合併し新市が誕生した。旧海津町と旧平田町は長良川と揖斐川に囲まれた輪中地帯の中にあり、肥沃な耕地が広がる。南濃町は市西部に位置し、一部中山間地域を含んでいる。市の農用地総面積は3977.8ha、うち田が3221.8ha（81.2%）である。水田転作率は40%である。2005年の農家戸数は2,753戸で、一戸平均経営面積は145aとやや大きい。温暖な気候を利用してトマト、キュウリなど施設野菜作栽培も盛んで、野菜農家に認定農業者が多い。販売農家は2,003戸（73%）であり、うち専業農家は260戸（8.0%）に留まる。典型的な通勤兼業地帯であり、早い時期から兼業が深化してきた。

1980年頃より県営圃場整備事業が開始され、用排水分離で汎用化も可能な大区画圃場が整備されてきた。それにともない水田転作が集団化され、麦・大豆の作付けが広がるとともに、それらを担う営農組織も形成されてきた。しかし、兼業の深化とともにオペレーターは不足傾向にある。また土地持ち非農家もあられ農地の資産保有傾向も徐々に広がり、機械更新、世代交代を機に徐々に農地の流動化が進んでいる。市の平均反収は、米450kg、小麦390kg、大豆210kgである。米は低反収（408kg）の地元銘柄ハツシモの作付け割合が高いため反収は低くなっている。標準小作料は10a当たり1万8千円である。

産地作り交付金・稲作構造改革交付金の使途としては麦・大豆のウエイトが高い。水田裏として集団での麦・大豆の栽培を奨励している。10a当たりの交付単価は、担い手が小麦又は大豆を作付した場合、4万9千円（基本部分1万2千円、担い手加算3万4千円、新需給システム3千円）となる。

第5表 海津市の水田経営のモデル営農類型

(単位:ha, 人)

		個別経営体	組織経営体
経営面積		20	100
作付面積	水稻	12	60
	麦	8	40
	大豆	8	40
労働力	基幹	1	6
	補助	1	3
主な資本 装備	トラクター	50ps1台, 30ps1台	82ps2台, 50ps1台
	田植機	側条施肥6条1台	側条施肥8条2台
	コンバイン	大豆1台, 5条刈1台	普通1台, 5条刈1台
備考	乾燥調整及び育苗施設導入による低コスト化経営の検討		

資料:海津市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(2006)より作成

注. 主たる農業従事者の一人当たりの農業所得は、概ね500万円とし、年間労働時間は1,600~2,000時間である。

2006年7月には合併後初めての農業基本構想が新しく策定され、そこでは水田農業のモデル営農類型は、個別経営で面積20ha（水稻12ha、麦8ha・大豆8ha）、組織経営で面積100ha（水稻60ha、小麦40ha・大豆40ha）の規模としている（第5表）。組織経営の就業者数は、基幹労働力6人、補助労働力3人である。専門的に経営が成り立つためにはこの程度の規模が必要であるとの試算に基づく。しかも、最近米価の低下により担い手の所得目標は、500万円に引き下げられている。また、担い手の経営規模の目標値の上昇とは反比例して、育成目標担い手数は減少している。「担い手」の面積シェアの目標を57%に設定している。

## (2) 安定対策への加入状況

水田農業ビジョンに位置づけられた担い手が安定対策の加入対象者である。現在の担い手数は39経営体であり、その経営面積の合計は2,379haである。これは市の水田面積の59.8%となり、既に市の農地集積目標水準に達している。市では農地利用集積率を7割へ引き上げることも検討している。

海津市の安定対策への2007年度加入面積は米1,294ha、麦859ha、大豆975haである。どの作物の加入面積を見ても県では最大である。また加入面積率（2006年度作付面積に対する加入面積の割合）は米63.8%、麦95%、大豆110%と高い。なかでも米の加入率が県で最も高いことが特徴である。また経営安定対策に加入した集落営農組織も27組織と最も多い。

担い手の経営形態の内訳は個人経営が8戸、集落営農組織が27組織、法人組織が4組織（いずれも有限会社）である（第6表）。個人の経営面積は5~40haに分布し、平均が20haと基本構想並みの規模に達している。集落営農組織は21~126haに分布し、平均

52ha であり、全組織が安定対策の面積要件を満たしている。法人は 127～324ha で、平均が 201ha と大きく、基本構想の規模目標を遙かに凌駕している。米・麦・大豆が栽培作物であり、それらを栽培する経営体数は、米が 39 経営、小麦が 35 経営、大豆が 27 経営である。規模が大きくなると、麦・大豆作に必要とされる機械類の装備が可能となり、米・麦・大豆の 2 年 3 作での栽培が可能となっている。

第 6 表 品目横断的経営安定対策加入経営体の経営面積（海津市 2007 年度）

運営形態	経営体数	経営面積計	平均 経営面積	最大 経営面積	最小 経営面積	(単位:経営体, ha)		
						作物別栽培経営体数		
						米	麦	大豆
集落営農	27	1,411	52.2	125.7	20.9	27	27	22
法人	4	804	200.9	323.6	127.4	4	4	4
個人	8	164	20.5	39.6	4.5	8	4	1
計	39	2,378				39	35	27

資料:JAにしみの資料より作成

### (3) 集落営農の動向

安定対策前後での集落営農組織（任意）数は、29 組織から 27 組織へと 2 組織減少している。新設は南濃町の 1 組織のみである。減少は 3 組織であり、内訳は合併 1、解散 1、法人組織への転換 1 である。18.4ha 規模の組織と 39.7ha 規模の組織とが合併した。解散したのは 15ha 規模の組織であり、個人経営へ吸収された。法人に転換した組織は 176ha 規模である。合併や個人への吸収が行われたのは、20ha に満たない小規模組織である。これら組織では中心的担い手が「不在」となったため解散を余儀なくされた。

また 2005 年に 20ha 未満の集落営農が 4 組織あったが、うち 1 組織は解散し、3 組織は規模を拡大し 20ha 以上へと上昇した。これらは安定対策の加入対象となるための措置でもある。さらに、同対策加入への対応として 5 名の個人が新しく認定農業者となった。

なお、農水省調査によると海津市での集落営農組織数は、法人（有限会社）4 組織を含む 35 組織である（第 7 表）。うち 31 組織が安定対策に加入（予定含む）している。また任意組織 31 組織のうち 27 組織が法人化計画を策定している。2006 年に組織再編、新設が行われ、5 年後の 2011 年を目標として法人化計画が策定された。法人形態は、農事組合法人を予定している。組織の活動エリアは、21 組織が 1 集落である。

集落営農組織再編にともない 2007 年から 2008 年にかけて活動内容が大きく変化している。第一に、集積面積が 2,016ha から 2,314ha へと 298ha (14.8%) 増加している。第二に、経営耕地が 466ha (23.1%) から 2,174ha (93.9%) へと急激に増加している。組織再編により、組織の活動内容が作業受託から経営受託に大きく転換した。この過程で借地も飛躍的に進展している。すなわち、同市の農用地利用増進事業による賃借権設定、2005 年度 220 件・135ha から 2006 年度 2,895 件・654ha へと急増している。

第7表 海津市における集落営農組織の動向

(単位:組織体, ha, %)

	2005年 (5月)	2006年 (5月)	2007年 (2月)	2008年 (2月)
集落営農数	37	35	35	35
うち法人	3	4	4	4
うち有限会社	3	4	4	4
非法人	34	31	31	31
農業生産法人計画策定済み	1	-	27	27
品目横断的加入	*	-	30	30
経営安定対策加入予定	*	31	1	1
農業集落数				
1集落	23	21	21	21
2集落	7	7	6	6
3集落以上	7	7	8	8
構成農家数				
29戸以下	8	6	5	10
30～69戸	18	18	18	14
70戸以上	11	11	12	11
経営耕地	*	472	466	2,174
農作業受託面積	*	1,551	1,550	140
経営耕地+農作業受託面積	*	2,023	2,016	2,314
構成農家数	*	2,185	2,365	2,134
1組織当たり集積面積	*	57.8	57.6	66.1
1組織当たり構成農家数	*	62.4	67.6	62.7
現況集積面積規模別集落営農数				
20ha未満	7	5	5	5
20～50ha	19	20	20	15
50～100ha	5	4	4	8
100ha以上	6	6	6	7

資料:農林水産省「集落営農実態調査」

注. 集積面積=経営面積+作業受託面積

また、法人化計画の策定にともない、主たる従事者1人当たりの目標所得金額が大きくアップしていることも特徴である。すなわち2005年度には、「目標の設定なし」が30組織とほとんどであったが、2006年度には「目標の設定なし」はなくなり、「400万円未満」が29組織となる(第8表)。さらに2007年度には、「400万円未満」がゼロとなり、「500～600万円未満」が27組織まで増加する。市町村の基本構想で定める目標所得金額が500万円なので、それ以上の集落営農が31組織となる。これは既存の4つの法人組織での所得目標が念頭にあり、また市「基本構想」に500万円の所得目標が掲げられているためでもある。そのため組織経営体として100ha経営がモデルとして提示されている。これを全国平均の目標所得金額と比較すると、目標が高く設定されていることが特徴である。

第8表 主たる従事者1人当たりの目標所得金額別集落営農数—海津市—

(単位:集落営農)

年次	計	目標の設定なし	目標の設定あり				市町村の基本構想で定める	
			小計	400万円未満	400～500	500～600		600万円以上
2005	37	30	7	—	—	3	4	*
2006	35	—	35	29	—	2	4	—
2007	35	4	31	—	—	27	4	31
2008	35	4	31	—	—	27	4	31

資料:農林水産省「集落営農実態調査」

### 3. 水田経営所得安定対策前後の集落営農組織再編の特徴

#### (1) 経理一元化, 受託組織から協業組織への転化

経理の一元化への対応にともない組織が再編された。農業機械の利用・管理に係る収支、オペレーターなどの賃金等に係る収支に加え、資材の購入に係る収支、生産物の出荷・販売に係る収支の一元化が進んだ。これにより従来の受託型の集落営農組織が協業型へと転化した。

組合員は自らの経営を営農組合に委託する。営農組合では役員体制を組み、事業計画を策定し、経営を主宰することになる。従来の作業料金の受け取りから、収入から費用を差し引いた剰余を組合員に配当金として支払うことになる。

また営農組合が補助金の受給対象にもなった(第9表)。例えば、以前は、産地作り交付金は、基本額を地権者、加算部分を耕作者(営農組合)が受給してきたが、これも一律営農組合が受給することになる。

第9表 水田経営所得安定対策前後での集落営農の運営変化—海津市—

		対策前	対策後	主な変化
経営の主宰		個人	営農組合	仮畦畔除去・連坦作業、耕作放棄地の解消、利用権の設定
栽培管理の一元化	稲栽培管理 稲品種決定	個人 個人	営農組合 営農組合	管理者特定、適期作業、周密管理 高反収品種の作付増加、反収増
経理の一元化	資材購入・ 米販売	個人	営農組合	販売・購買の一本化、JA集荷率向上
産地作り交付金の受け取り	基本額 加算部分	地権者 営農組合	営農組合 営農組合	小作料の高位平準化、配当金増

出典:2008年各営農組合へのヒアリング調査より筆者作成

注. 対策前でも組織によっては経理の一元化が進んでいたものもある。



こうした営農組合の経理一元化にともない、低単収品種から高反収品種への転換が進んだ。すなわち低単収のハツシモの作付けは自家保有米程度に減少し、かわってアキタコマチなどの高単収品種の作付け割合が増加した。

水管理作業は、高度技能を有する特定者に限定されることにより、適期作業が可能となった。また施肥なども周密に管理され、米の反収とともに品質も向上してきている。さらに圃場単位での連坦した作業も可能となり、一部の営農組合では所有地を区分する境界線として敷設され板仮畦畔も除去され、作業効率は大幅に高まった。また出作・入作も隣接集落との交換耕作により解消され、効率性は高まってくる。役員などの組織構成員名義でJA農地保有合理化事業による利用権の設定も進んでくる。

これにともない、小作料は高位平準化された。また配当金単価も増加している。こうした組織再編にあたり地権者合意が必要であり、そのためにも小作料・配当金の保障が前提条件となってくる。

## (2) 旧町ごとの集落営農組織と再編の特徴

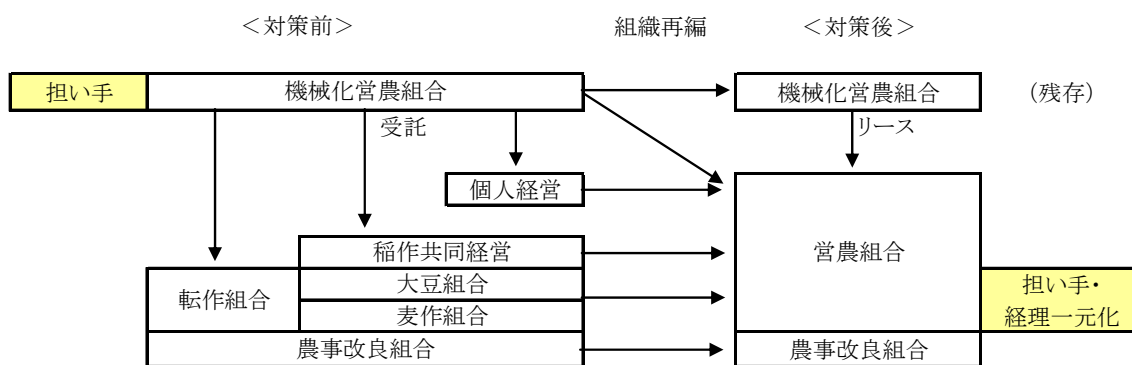
旧3町ごとに集落営農組織の形成、運営に特徴があり、水田経営所得安定対策の実施前後で次のような変化が見られた(第10表)。

旧平田町では、重疊的に形成されてきた組織(麦作組合、大豆組合、稲作共同経営組合、機械化営農組合)の統合による経理一元化が進められ、新たに営農組合が組織された。これにより担い手は、機械化営農組合から営農組合へと移行した(第1図)。設立時期は、安定対策前の2006年である。麦作組合、大豆組合、稲作共同経営組合は解散した。機械化営農組合は形式的に残存し、営農組合に機械をリースすることになる。営農組合によっては、自ら農業機械を取得したり、機械化営農組合から機械を譲り受けたりするなどして、自ら機械を保有してきているところもある。

第10表 旧町別にみた集落営農組織再編の特徴－海津市－

	旧平田町	旧海津町	旧南濃町
対策前	29	16	1
組織数 対策後	11	14	2
うち1集落	11	7	0
平均経営面積(ha)	39	63	61
組織再編の特徴	重疊的組織の統合、 経理一元化	解散、合併、経理一元化	JA支店単位での組織新設
組織運営の特徴	機械化営農組合から機械の借り上げ、麦・大豆の新規作付	構成員名で利用権設定の進展、園芸作	個人からの機械の借り上げ
組織再編の効果	仮畦畔除去・連坦作業、高反収品種の作付増加、適期作業の実施、周密管理		耕作放棄の解消、JA集荷率の増加
法人化に向けた動き	やや消極的 合併・再編の可能性	やや積極的 合併・再編の可能性	積極的

出典:2008年各営農組合へのヒアリング調査より筆者作成



第1図 経営所得安定対策前後の集落営農組織の変化—海津市旧平田町—

資料：2008年実施ヒアリング調査より筆者作成

また、営農組合は組織経営体として内実が高まり、5年後の農用地利用集積計画、5年以内の法人化計画を策定した。この中で、以前は麦・大豆の作付けは、町内をカバーする組織に委託して、自ら栽培することがなかった組織でも、新たにこれらの作物を栽培することになる。米が4組織、麦が1組織、大豆が6組織で新たに作付けを開始した（第11表）。しかし、麦・大豆を新規に作付する組織には「過去実績」が認められず、経営的には厳しいスタートをきることになる。

第11表 集落ごとの旧組織の設置状況と作付作物（海津市旧平田町）

類型	集落	機械化 営農組合	稲作共同 経営組合	麦作組合	大豆組合	(単位:組織)		
						2007年の作付作物		
						米	麦	大豆
協業型	⑤	1	1	1	1	○	○	○
	I	1	1	1	0	○	○	△
	T	1	1	1	0	○	○	
	⑨	1	1	1	0	○	○	
	N	1	1	1	0	○	○	△
	H	1	1	0	0	○	○	△
協業型・個人請負	⑧	0	1	0	0	○	△	△
受託型	J	1	0	1	1	△	○	○
	W	1	0	1	0	△	○	
	D	2	0	1	0	△	○	△
	⑥	1	0	1	0	△	○	△
計		11	7	9	2	11	11	8

資料：2002年、2008年聞き取り調査結果等から作成

注1) 旧平田町の15集落のうち11集落で組織があった。それぞれ独立会計であったが、農事改良組合などの一部門として運用されているところもある。

2) 作付作物の○は安定対策前から、△は安定対策以降に作付が開始されたことを意味している。

3) 丸付き数字の集落は、第19表に記載のある営農組織が基礎としている集落を意味している。

また、こうした営農組合組織の再編強化により、これまで組織から経営委託を受けて麦・大豆作を経営してきたH法人の経営面積は大きく減少することになる。すなわち、麦は110haから80haへと30haの減少、大豆は130haから80haへと50haと激減している（第

12表)。但し、「固定支払」部分は、過去実績としてH法人に交付されることになる。また、逆に米は 50ha から 80ha へと増加している。対策をきっかけとして米作での個人農家からの農地の集積が進んだ。

第 12 表 H 法人の作付面積の変化

(単位:ha)			
作物名	対策前	対策後	変化
米	50	80	30
麦	110	80	-30
大豆	130	80	-50
計	290	240	-50

資料:2008年聞き取り調査より筆者作成

旧海津町の営農組合は、自らが保有する機械を使用して麦・大豆作の転作を請け負う転作組合として発展してきており、また構成員から稲作の機械作業も受託してきた。組織としては一つにまとまっていたが、稲作部門は個人経営が多く残っていた。稲の品種決定や栽培管理、関連資材購入・米販売も基本は個人が担当するところが多かった。これらが経理一元化の必要性から、全て営農組合で取り仕切ることになる。

さらに、集落の枠を超えた組織、すなわち地域営農組合が形成されてきていることも特徴である<sup>(4)</sup>。基本構想に示された 100ha 規模の組織経営体は、旧海津町での地域営農組合が念頭におかれている。

旧南濃町の 2 組織は、麦作組合から米・麦・大豆作を営農する営農組織へと転換したものが 1 組織、複数の個別担い手が J A 支店単位で営農組合として組織化されたものが 1 組織である。いずれも対策前の 2006 年に新組織として設立されている。

#### 4. 再編後の集落営農組織の経営と運用の状況

海津市で経営所得安定対策に加入している任意の集落営農組織 27 組織の平均経営耕地面積は 52.3ha である。作付け平均面積は、稲 30.0ha、麦 19.9ha、大豆 20.2ha の合計 70.1ha で、土地利用率は 131%と高い(第 13 表)。経営耕地規模別には、100ha 以上が 3 組織、50～99ha 層が 7 組織、30～49ha 層が 12 組織、20～29ha 層が 5 組織である。20～29ha 層の土地利用率は 115%とやや低い。これは規模が小さく大豆収穫機を保有できず、大豆栽培を他の大きな組織や法人に委託しているためである。

1 組織当たりの品目横断補助金受給額は 1,264 万円、種類別内訳は、固定支払 48.6%、品質支払 32.6%、収入補填 18.8%である。経営耕地 10a 当の受給額は 24,187 円であり、うち固定払いが 11,746 円である。新たに麦・大豆の作付けを開始して「固定支払い」受給の無い組織が 2 組織ある。経営規模が大きくなるほど経営耕地 10a 当の受給額が大きくなる。こうした品目横断補助金の受給状況が、経営状況にも関係している(第 14 表)。

第 13 表 経営規模別経営所得安定対策加入集落営農組織の農業生産－海津市 2007 年－

経営耕地面積	組織数 (組織)	経営耕地 面積 (ha)	作付面積				土地 利用率 (%)
			稲 (ha)	麦 (ha)	大豆 (ha)	合計 (ha)	
100ha以上	3	115.8	63.2	44.6	52.6	160.4	138
50～99ha	7	67.5	39.6	23.0	29.8	92.3	137
30～49ha	12	39.5	23.5	15.6	13.4	52.5	133
20～29ha	5	23.5	12.5	10.9	3.7	27.2	115
計	27	52.3	30.0	19.9	20.2	70.1	131

資料:海津市役所提供資料より作成

第 14 表 集落営農 1 組織当たり品目横断補助金の受給状況－海津市 2007 年－

経営耕地 面積	品目横断 補助金 受給額 (千円)	補助金の内訳割合			経営耕地10a 当たり品目横断 補助金 (円/10a)	うち固定払い (円/10a)	「固定支払」の ない組織数 (組織)
		固定支払 (%)	品質支払 (%)	収入補填 (%)			
100ha以上	33,687	53.3	31.4	15.3	29,097	15,509	0
50～99ha	15,687	46.7	33.4	19.9	23,239	10,841	1
30～49ha	9,013	45.7	33.7	20.6	22,802	10,426	0
20～29ha	4,474	50.2	29.1	20.6	19,070	9,582	1
計	12,644	48.6	32.6	18.8	24,187	11,746	2

資料:海津市役所提供資料より作成

損益関係の資料が入手できた 24 組織 (30～49ha1 組織, 20～29ha2 組織を除く 平均経営規模 55ha) の収支の特徴は次の通りである。

1 組織平均の収入は 5,904 万円であり, その内訳は農産物販売 56.6%, 補助金 38.2% (うち品目横断補助金 22.4%), 作業受託 0.9%, その他事業収入 4.2%, 地代 0.1% である (第 15 表)。受託収入がほとんどなく農産物販売が収入の中心をなしている。営農組合が農産物の販売主体となっていることがわかる。また補助金に大きく依存している。経営規模が大きくなるほど, 収入に占める補助金なかでも品目横断補助金の割合が高くなる傾向がある。経営耕地 10a 当たりの収入は 107,228 円であり, 小規模層が低い傾向がある。これは農産物販売と補助金の収入がともに低いためである。

また 1 組織当たりの平均費用は, 4,559 万円(77.2%)で, 剰余・配当は 1,344 万円(22.8%) である (第 16 表)。費用の内訳は, 物材費 45.2 %, 委託費 6.9 %, 労賃・役員報酬 14.5%, 地代 3.9 %, 利子 0.2 %, その他 6.6% である。労賃・役員報酬は 854 万円であり, これにはオペ賃金, 一般作業賃金のほか, 組合員の草刈り作業など管理作業への支払い, 配当分のうち従事分量配当も含めている。草刈り作業を義務化し手当てを支給せず, 配当に含め支払っている組織もある。

第 15 表 経営規模別集落営農組織の収入構成－海津市 2007 年－

	経営耕地 面積	農産物 販売	作業受託	その他 事業収入	地代	補助金	計	うち 品目横断 補助金	品目横断 補助金を 除く収入
実額 (千円)	100ha以上	69,135	1,948	5,542	0	52,566	129,191	33,687	95,503
	50～99ha	42,113	115	909	250	26,003	69,391	15,687	53,704
	30～49ha	24,066	386	2,954	3	16,123	43,532	8,599	34,933
	20～29ha	11,523	592	1,401	37	8,061	21,614	3,757	17,857
	計	33,395	528	2,487	79	22,552	59,042	13,197	45,845
構成比 (%)	100ha以上	53.5	1.5	4.3	0.0	40.7	100	26.1	73.9
	50～99ha	60.7	0.2	1.3	0.4	37.5	100	22.6	77.4
	30～49ha	55.3	0.9	6.8	0.0	37.0	100	19.8	80.2
	20～29ha	53.3	2.7	6.5	0.2	37.3	100	17.4	82.6
	計	56.6	0.9	4.2	0.1	38.2	100	22.4	77.6
経営耕地 10a当 金額(円)	100ha以上	59,715	1,682	4,787	0	45,404	111,587	29,097	82,490
	50～99ha	62,386	170	1,347	370	38,521	102,795	23,239	79,556
	30～49ha	61,195	982	7,512	8	40,998	110,695	21,866	88,829
	20～29ha	50,072	2,571	6,089	162	35,027	93,920	16,324	77,596
	計	60,651	959	4,517	143	40,958	107,228	23,968	83,260

資料：各営農組合資料より作成

注：集計組織数と平均経営耕地面積は24組織・55ha、階層ごとには100ha以上層3組織・116ha、50～99ha層7組織・68ha、30～49ha層11組織・39ha、20～29ha層3組織・23haである。

第 16 表 経営規模別集落営農組織の費用構成－海津市 2007 年－

	経営耕地 面積	物材費	委託費	労賃・ 役員報酬	地代	利子	その他	小計	剰余・配当
実額 (千円)	100ha以上	45,540	13,450	17,255	6,663	360	8,605	91,873	37,317
	50～99ha	32,964	4,049	12,987	1,385	142	3,553	55,080	14,311
	30～49ha	22,199	2,103	5,074	2,290	41	2,855	34,563	8,970
	20～29ha	9,716	1,948	2,186	0	8	3,784	17,642	3,972
	計	26,696	4,070	8,544	2,287	106	3,893	45,595	13,446
構成比 (%)	100ha以上	35.3	10.4	13.4	5.2	0.3	6.7	71.1	28.9
	50～99ha	47.5	5.8	18.7	2.0	0.2	5.1	79.4	20.6
	30～49ha	51.0	4.8	11.7	5.3	0.1	6.6	79.4	20.6
	20～29ha	45.0	9.0	10.1	0.0	0.0	17.5	81.6	18.4
	計	45.2	6.9	14.5	3.9	0.2	6.6	77.2	22.8
経営耕地 10a当 金額(円)	100ha以上	39,335	11,618	14,904	5,756	311	7,432	79,355	32,232
	50～99ha	48,832	5,998	19,239	2,052	210	5,263	81,594	21,200
	30～49ha	56,447	5,349	12,902	5,824	105	7,260	87,887	22,808
	20～29ha	42,219	8,467	9,500	0	35	16,441	76,661	17,259
	計	48,483	7,392	15,516	4,153	193	7,071	82,808	24,420

資料：各営農組合資料より作成

注：労賃・役員報酬のなかに従事分量配当分を含めて計算している。剰余・配当には従事分量配当分は含まれていない。

10a 当たり費用は 82,808 円で、規模の格差があまりない。規模の小さい組織でも、地域の相場の配当金を支給するため、労賃部分を切り詰めた費用構成となっている。

また 10a 当たり剰余・配当は 24,420 円である。剰余・配当と品目横断補助金の金額がほぼ同水準になっている。規模が大きくなるほど剰余・配当の割合が高まり、配当金も高くなる。20～29ha 層は標準小作料（1 万 8 千円）程度であるのに対し、100ha 以上層では 32,232 円となる。

実際の配当金はこれよりも高めである。それは、組合員の一部が完全に地主化し、小作料の受領のみで配当に加わらない者が含まれているためである。その割合が多いほど、配当金単価は高まることになる。また、構成員に草刈り作業を義務づけ、それに対する労賃支払いをしていないところは、配当金の中に草刈り費用も含まれる。

## 5. 集落営農組織の類型ごとの運営の特徴と法人化意向

### (1) 集落営農の類型

調査を行った任意の集落営農組合9組織（平均経営面積 62ha）は、担い手主体型が5組織、全員参加型が4組織である（第17表）<sup>(5)</sup>。専属オペがいる組織が「担い手主体型」で、50ha以上の組織が該当し、複数集落で構成される場合が多い。

担い手主体型5組織のうち4組織が発展型であり、生産性向上による所得の向上や担い手の確保を志向し、補助金受給にも関心が高い。うち2組織では園芸作（野菜）にも取り組み、高齢者・女性の雇用の場づくりも具体化している。

これに対し、全員参加型の4組織は、自営業者が中心的なオペを務めており、本業の合間をみて作業に従事している。経営規模が20～30haに留まり、単一集落で構成される地域貢献的な意味合いをもつ農地の維持・管理が主目的の組織である。

第17表 調査9集落営農組織の類型

客観的	主観的	担い手主体	全員参加型
発展型	発展型	(園芸あり)	②③
		(園芸なし)	①⑤
	維持・管理型	(園芸なし)	④
参考	構成集落	複数または大集落	単一集落
	経営規模	50ha以上	50ha未満
	中心オペ	専属	兼業・自営
	労賃最高額	200～600万円	50～120万円
	配当	高配当	地代+α
	法人化意向	やや積極的	やや消極的

資料:2008年ヒアリング結果より筆者作成

### (2) 主たる従事者の状況、運営・参画の方法

海津市の集落営農組織には、全組織で主たる従事者がいる（第18表）。そして主たる従事者が2～4名の組織が多いことが特徴である。

調査組織でも概ね中心オペは2～4名である（第19表）。専属オペがいる5組織の内訳は、専業オペがいるのが3組織、定年帰農者2組織である。オペの年間賃金は、専業オペが500～600万円、定年帰農オペが200万円、自営業者オペが50～120万円程度である。専業オペはいずれも50歳代で、組織において通年で就業し、基本構想の所得目標を実現している。

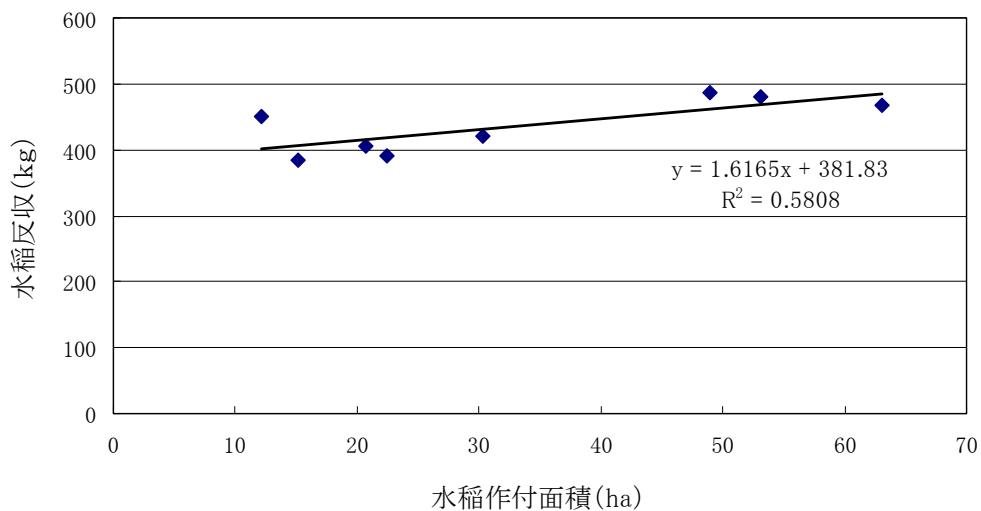
第 18 表 主たる従事者数別集落営農数（2008 年）

（単位：集落営農，％）

		計	主たる 従事者は いない	1人	2人	3人	4人	5人以上
実数	岐阜県	306	10	27	30	36	35	168
	海津市	35	-	-	13	9	6	7
構成比	全国	100	24.4	22.4	10.4	9.9	5.6	27.3
	岐阜県	100	3.3	8.8	9.8	11.8	11.4	54.9
	海津市	100	0.0	0.0	37.1	25.7	17.1	20.0

資料：農林水産省「集落営農実態調査」

管理作業では、水管理はオペや役員などの特定者が集約的に行う体制がとられてきた。年4～5回の実施が義務づけられている草刈り作業は、構成員が担当するのが一般的である。但し、専業オペが実施しているところもある。こうした営農組合への管理体制の集中化により、周密管理が可能となり、高単収・高収益品種への転換とあいまって、規模の大きい営農組合での反収（平年反収の低い南濃町組織は除く）は高くなっている（第2図）。



第 2 図 営農組合ごとの水稲作付面積と反収との相関

第19表 調査営農組合の状況(海津市)

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	平均
前身組織の有無	有り	有り	有り	無し	有り	有り	有り	有り	有り	
関係集落数	1	2	3	7	1	1	1	1	1	2.0
組合員数	68	63	62	211	91	43	27	42	26	70
経営耕地面積	110	108	100	78	51.2	35.2	32.5	25.5	20.9	62.4
うち借地	35	20	46	30	0.3	15.5	1.5	1	2.4	16.9
水稲	63	48.9	53.1	46.5	30.3	20.7	22.4	15.1	12.1	34.7
うちハジメ	29.2	14.7	24	33.6	8.7	14	7.5	7.8	17.4	24.1
小麦	44.6	40.5	36.4	30.1	20.9	14.2	10.9	10.5	8.8	24.1
大豆	46.8	37.9	42	29.8	20.9	14.5	0	10.5	0	22.5
水稲	468	486	480	382	420	406	390	384	450	430
小麦	472	450	420	180	257	228	—	263	300	321
大豆	210	210	240	120	109	210	—	—	—	183
配当金と地代との差額	2万円以上	2万円以上	2万円以上	0円以下	5千円~1万円	5千円~1万円	5千円~1万円	0円以下	5千円~1万円	12,094
オベ人数	15	3	13	7	15	8	15	6	5	10
うち中心的オベ	3	3	2	7	2	4	2	1	2	3
オベ労賃最高額	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
同上属性	専属	専属	専属	専属	定年帰農	自営	自営	自営	自営	280
オベ時給	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
一般作業時給	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
水管理	オベ	管理者	オベ	オベ	オベ	役員	管理者	オベ	役員	役員
草刈	組合員	組合員	オベ	オベ	組合員	組合員	組合員	組合員	組合員	組合員
担当者	担当者	担当者	担当者	全員	5名	約30名	5名	0	1名	1名
委託人数	委託人数	委託人数	委託人数	委託人数	委託人数	委託人数	委託人数	委託人数	委託人数	委託人数
法人化意向	消極的	積極的	積極的	積極的	消極的	積極的	消極的	消極的	消極的	消極的
今後の意向	300haのF法人をモデルとして営農組合と組織統合を検討する	近隣営農組合との組織統合、法人化のメリットが見えない	近隣営農組合等を吸収して法人化した方がいい、100ha以上の経営でいい。	現在の7割の集積率を高め、100ha以上の拡大を希望	有機肥料など、良い作物を作り、乾草などに工夫を凝らしたい	解散の可能性ある、法人より個人が安定、認定農家が2名ほどできてほしい	農地管理が主目的、面積小さいが、稲葉と落との統合は面倒と感じている	近隣の大きな営農組合と合併し新たな組織を立ち上げ、その種として活動していく	第1段階でJTDと結合し、100ha規模とする。その後、JA商店単位としてどうか。	

資料: 2008年実施営農組合代表者等への聞き取りなどから作成。数値は主として2007年実績。



### (3) 経営規模別にみた配当の状況と法人化意向

大きな組織ではそうした経営努力により、10a 当たり 4～6 万円の高い配当を支給できしており、一部は従事分量配当としても分配されている。地代が 2 万円なので、それを 2～4 万円上回る配当となっている。

これに対し、規模が小さい単一集落の組織では反収も低く、それにより配当金も低くなる傾向がある。概ね 10a 当たり 2 万 5～8 千円の配当で、地代（1 万 8 千円～2 万円）との差額は 5～8 千円程度に留まり、それには草刈り代が含まれることもある。

このうえ「固定支払い」の受給が無い組織では、米の反収の状況により配当が地代を下回ることもある。この場合、組織として地権者の合意をとり続けることは難しく、経営能力のある法人等への編入などを検討せざるを得ない状況にある。

こうした組織ごとの担い手や収益の状況が法人化意向にも反映されている。

専業オペのいる複数集落型の 3 つの営農組合は法人化に積極的であり、それ以外の組織は消極的である。法人化に積極的な組織は、内部留保、資金確保、担い手育成などの法人化メリットを認識しており、経営の発展志向が強い。これに対し法人化に消極的な組織は、単一集落での組織で、経営の安定、常時従事者の確保などに課題を抱えている。任意組織として引き続き農地を維持管理していく意向がまだ強いと言える。法人化計画でも、単一集落での法人化はやや困難とみており、他組織との組織統合や、既存法人組織への編入などが模索されている<sup>(6)</sup>。

## 6. むすび

水田経営所得安定対策により、海津市の集落営農組織は受託組織から協業組織へとドラスチックに転化し、事業内容が作業委託から経営委託へと進化し、一部で賃借権の設定が進んだ。この背景には、集落営農組織が個人経営を「補完」するものから「包摂」するものへと徐々に形態進化し、組織経営体としての内実を兼ね備えてきたことがある。一部で組織に包摂されることの抵抗はあるものの、概ね組織の経理一元化に「協力」することになる。

再編された営農組合は、経営をほぼ完全に主宰することとなり、農作業の合理的計画的実施が可能となり、また作業者の特定化などもあり生産力が向上することになる。仮畦畔除去・連坦作業、入作・出作の解消・交換耕作による労働生産性の向上に加え、特定の熟練した管理者による適期作業の実施・周密管理、高単収品種の作付け増加による単収増として土地生産性の向上にもつながっている。さらに、一部での耕作放棄の解消、麦・大豆の新規作付けなど生産量の増加にも寄与することになる。従来の組織と比較して役員層の責任は増し、役員手当てなども増加傾向にある。

組織規模による収益格差、中心的な担い手の属性が大きく異なっており、それが近い将来の法人化にあたっての意向をわけるものになっている。

小規模・単一集落での営農組合は維持管理型であり、兼業・自営によりオペが担われ、低単収などに基因して配当は概ね地代水準をやや上回る程度である。経営にやや不安定さ

があり、このまま法人化した場合、役員に経営リスク負担の可能性もある。「生活共同体」として任意組織のままでの継続志向が残る。法人化のためには組織再編が必要と考えているが、集落を超えた組織運営は独自の困難さがあるとみており、組織合併か、法人への委託か選択肢を模索しているところである。

これに対し中大規模の営農組合は、概ね経営発展型であり、50歳代の専従者や、定年帰農者による専門的オペが確保されている。熟練者による管理の集約化により比較的に高反収が実現し、補助金の受給額も高く高配当につながっている。海津市の場合、その組織は集落の枠をこえて100ha規模での組織が目標とされている。

営農組合の法人化のためには経営の安定が必要であり、そのため適切な政策支援の継続が望まれている。その際、各種補助金が配当名目で事実上地代化する傾向があり、地代・労賃のバランスの取り方にも工夫が必要である。中心的な担い手への所得保障措置も検討する必要がある。それが定年帰農者のみならず、青年層のオペへの取り込みの条件となるものと考えられる。また単一集落組織での専従オペの確保にもつながる可能性がでてくる。

注(1) 谷口は「集落営農の多くには組織的な内実を作り上げるという本来の構造改革の課題が先送りされている可能性が高い」(谷口(2007)53頁)と、集落営農組織の内実検討の必要性を指摘している。経営安定対策による集落営農の形成・再編に関する研究成果も公開されてきているが、さしあたり安藤(同2008)の整理が参考になる。個別経営展開状況との関連で経営安定対策下における集落営農組織の展開の特徴・課題を整理している。また全国的規模での研究成果として、農林水産政策研究所(2009)などがある。

(2) 岐阜県の集落営農の動向については、荒井(2009)に詳しい。

(3) 農林水産政策研究所(2009a)でも、「経営が安定する見込みがない組織では法人化に向けた取組が消極的」(同12頁)であることが指摘されている。

(4) 経営安定対策の加入要件との関係から、集落の枠を超えた組織再編が動き始めているが、これに注目した研究も、高橋・梅本(2007)など、いくつか公開されてきている。特に今後集落の枠を超えて集落営農の法人化を検討するにあたって、高橋らが指摘している「経営の論理」と「むらの論理」との調整が、重要な論点になっている。

(5) 集落営農の類型化にあつては、農林水産政策研究所(2009c)を参考にした。すなわち「組織の営農を担う者」からみた類型として、「担い手主体型」は主たる従事者を中心として作業が行われている組織であり、「全員参加型」は原則として「全戸共同」で作業が行われている組織である。また、組織運営の目的からみて「発展型」は生産性の向上等による所得の向上を目指している組織であり、「維持・管理型」は農地の維持・保全が目的の組織である。それを第三者として筆者の視点から判定したものが「客観的」な分類、組織代表者の視点から判定したものが「主観的」な分類である。

(6) 集落営農の法人化事例研究の成果として、北川(2008)、坪田(2008)などがある。北川は、京都での旧村単位での発展型の法人化、坪田は福井での単一集落での維持管理型の法人化の取組をまとめており、いくつかのタイプの集落営農の法人化を検討するにあたって参考になる。

また、集落営農の法人化の進め方についてもいくつか公開されているが、最近では森(2009)、森本(2009)などがある。これらの書物においては、集落営農が組織形態として法人に移行することはそれほど困難ことではなく、例え構成員がオール兼業農家であっても、それは可能であることがわかりやすく示されている。

## [ 引用文献 ]

- [ 1 ] 安藤光義 (2008) 「水田農業構造再編と集落営農—地域多様性に注目して—」『農業経済研究』第 80 卷第 2 号。
- [ 2 ] 荒井聡 (2009) 『品目横断的経営安定政策が集落型農業生産法人の形成に果たす役割』平成 18～20 年度科学研究費補助金基盤研究 (C) 研究成果報告書 (研究代表者: 荒井聡)。
- [ 3 ] 北川太一 (2008) 『農業・むら・くらしの再生をめざす 集落型農業法人』, 全国農業会議所。
- [ 4 ] 森剛一 (2009) 『集落営農と家族経営を生かす 法人化塾』, 農文協。
- [ 5 ] 森本秀樹 (2009) 『集落営農 法人化とむらの和を両立させる』, 農文協。
- [ 6 ] 農林水産政策研究所 (2009a) プロジェクト研究 [経営安定プロ] 研究資料第 1 号 『水田・畑作経営所得安定対策下における集落営農組織に関する分析報告』。
- [ 7 ] 農林水産政策研究所 (2009b) プロジェクト研究 [経営安定プロ] 研究資料第 2 号 『水田・畑作経営所得安定対策下における集落営農組織等の動向と今後の課題』。
- [ 8 ] 農林水産政策研究所 (2009c) 『平成 20 年度集落営農組織の設立等が地域農業、農地利用集積等に与える影響に関する分析 研究報告書』。
- [ 9 ] 高橋明広・梅本雅 (2007) 「組織機能のシェアリングの視点からみた集落営農合併の意義と課題」『2007 年度日本農業経済学会論文集』。
- [ 10 ] 谷口信和 (2007) 「日本農業担い手問題の諸相と品目横断的経営安定対策」(『日本農業年報 53 農業構造改革の現段階』農林統計協会, 所収)
- [ 11 ] 坪田清孝 (2008) 『農村集落再生のみちすじ 集落営農にサラリーマンを取り込め』, 全国農業会議所。